

# 我が国の知的財産推進計画における標準化政策

## Standardization Policy in Intellectual Property Strategic Program 2010 of Japan

上條 由紀子<sup>†</sup>

Yukiko KAMIJO<sup>†</sup>

<sup>†</sup>金沢工業大学大学院知的創造システム専攻<sup>†</sup> Graduate Program in Systems for Intellectual Creation, Kanazawa Institute of Technology

E-mail: <sup>†</sup>kamijo@neptune.kanazawa-it.ac.jp

### 1. はじめに

2010年5月21日、政府の知的財産戦略本部（本部長：鳩山由紀夫内閣総理大臣）は、「知的財産推進計画2010」（以下、「知財推進計画2010」という。）を策定し発表した。<sup>[1]</sup> 今回の「知財推進計画2010」では、過去の計画の延長線上ではなく、今後の我が国の産業競争力強化のための中枢に本計画を位置づけ、政府の「新成長戦略」と連動して、科学技術政策、情報通信政策といった各分野の戦略と一体化して本計画を推進する、との基本認識が示されている。また、我が国の優れた技術力を国際的な産業競争力強化に結び付けるためには、戦略的な国際標準化の獲得と活用を含む、総合的な知的財産マネジメントが必要であることが述べられている。本発表では、上記「知財推進計画2010」策定経緯及びその概要を説明し、中でも、特に、我が国の「標準化政策」に関わる論点について詳述する。

### 2. 「知的財産推進計画」の沿革

2002年、我が国産業の国際競争力を強化し経済活性化を推進するため、研究・創造活動の成果を知的財産として戦略的に保護・活用することの重要性に鑑み、我が国として知的財産戦略を樹立し、必要な政策を強力に進めていく目的で「知的財産戦略会議」<sup>[2]</sup>が政府により開催され、2003年3月に「知的財産基本法」が施行、「知的財産戦略本部」が内閣に設置された。<sup>[3]</sup>そして同年7月に「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」が策定されたのである。<sup>[4]</sup>本計画では、知的財産の活用分野における政策として、「知的財産の戦略的活用の支援」と同時に「国際標準化活動の支援」も重要な柱として掲げられた。

2003年以降、現在に至るまで「知的財産推進計画」は毎年策定・発表されており、その内容には、国際標準化活動の重要性が例年織り込まれている。特に、2006年12月には、我が国の「国際標準化参画100年」に併せて「次なる100年に向けて」と題し、「国際標準総合戦略」が知的財産戦略本部より発表された。<sup>[5]</sup>そこで

は、①産業界の意識改革・国際標準化への取組強化、②国全体の国際標準化活動の強化、③国際標準人材の育成を図る、④アジア諸外国との連携強化、⑤国際標準化のための公正なルール作りに貢献、という5つの戦略が掲げられている。

### 3. 「知的財産推進計画2010」策定の経緯

2010年5月21日に策定された「知財推進計画2010」は、政権交代した後の民主党政権が初めて示した知的財産政策の具体的なアクションプランであり、2010年6月18日に政府から発表された「新成長戦略」<sup>[6]</sup>と連動して、科学技術政策、情報通信政策といった各分野の戦略と一体化してスピード感を持って推進するものであるとの基本認識が本計画の中で示されている。

今回の「知財推進計画2010」は以下のような体制により策定が行われた。まず、2010年1~2月に、新たな「知的財産推進計画（仮称）」の策定に向けた意見募集が行われた後、内閣の「知的財産戦略本部」のもとに「知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会」（委員20名から構成、全8回開催）及び「コンテンツ強化専門調査会」（委員12名から構成、全7回開催）という2つの専門調査会が設置され、その中で知財推進計画に盛り込むべき事項について2010年2~5月にかけて議論が行われた。そして、2つの専門調査会から「知的財産推進計画に盛り込むべき事項について」の報告書が発表され、その内容に基づき「知的財産戦略本部」において、3月に「知的財産推進計画骨子」、5月に「知的財産推進計画2010」が本部決定されたのである。

### 4. 「知的財産推進計画2010」の概要

「知的財産推進計画2010」は、Iはじめに、II基本認識、III3つの戦略及び重点施策、IV分野別戦略、V工程表、で構成されている。

#### 4.1 はじめに

「知的財産推進計画2010」では、冒頭において、我が国の有する潜在力（国民に広く行き渡った教育、多分野で最先端を走る科学技術、クールジャパンと呼ばれるコンテンツ等）を最大限に発揮することにより、

競争力を強化し国内市場を活性化して、経済成長を達成できるのではないかと述べ、その際に、「国際標準や知的財産の活用」（人材育成、イノベーション創出、国際標準の獲得、グローバルな事業展開のための戦略）が必須であることを挙げている。その実現のために、政府の「新成長戦略」と連動した「知的財産推進計画2010」を策定するとともに、産業界、大学、政府等の関係者が一丸となって、オールジャパンで本計画に取り組むべきであると述べている。

## 4.2 基本認識

「基本認識」として、①我が国の技術力は世界最高水準だが、必ずしも我が国産業の国際競争力に結び付いていない点、国際競争力が、優れた技術を前提としながらも、「画期的なビジネスモデルや戦略的な国際標準化等の総合的な知的財産マネジメント」に依存するようになった点、「知を使う知」の競争が激しくなってきた点、②「戦略的な国際標準の獲得と活用」には米国・EUのみならず、中国・インド等の新興国を巻き込んだ戦略的な展開が必要な点、③「環境・エネルギー（グリーン・イノベーション）」及び「医療・介護（ライフ・イノベーション）」の特定戦略分野において戦略的な国際標準の獲得や知財の活用を推進し、イノベーション創出阻害要因を解消して、オールジャパンで国際競争力向上のための戦略を推進すべき点、④我が国の持つ「文化力（表現力）」を、デジタルコンテンツの重要性の高まりも踏まえて、成長産業として国際展開を推進していくべきである点、⑤個別産業政策を支えるべく、産業横断的な施策として人材育成、知財制度の改善、産学官がイノベーションを創出して共創する場の構築を実行すべき点、⑥過去の計画の延長線上ではなく、今後の我が国の産業競争力強化のための中枢に本計画を位置づけ、政府の「新成長戦略」と連動して、科学技術政策、情報通信政策といった各分野の戦略と一体化して本計画を推進すべき点、以上6点を示している。

### 4.3 3つの戦略及び重点施策

「知財推進計画2010」では、3つの戦略及び重点施策と成果イメージを掲げている。3つの戦略としては、①国際標準化特定戦略分野における国際標準の獲得を通じた競争力強化、②コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進、③知的財産の産業横断的な強化策が挙げられている。「国際標準の獲得を通じた競争力強化」が、このように大きな柱の1つとして位置づけられたことは、従来の知財推進計画には見られなかったことであり注目すべき点といえる。

### 4.4 分野別戦略

「分野別戦略」としては、以下のような内容を掲げている。

#### 4.4.1 国際標準化特定戦略分野における国際標準の獲得を通じた競争力強化

①技術動向、市場動向、我が国の特長を勘案し、国際標準化特定戦略分野について、標準化ロードマップを含む知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を策定・実行するとともに、その基盤となる施策を充実する。

#### 4.4.2 コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進

①コンテンツを核として海外から利益が入る仕組みを構築する。

②海外からも優秀な人材が集まる魅力的な「本場」を形成する。

③世界をリードするコンテンツのデジタル化・ネットワーク化を促進する。

#### 4.4.3 知的財産の産業横断的な強化策

①ベンチャー・中小企業や地域における知的財産の活用を促進し、国内のみならず世界でも通用する事業を生み出す。

②産学官共創力を世界最高水準に引き上げる。

③オープン・イノベーションへの対応を含め、イノベーションを加速するインフラを整備する。

④低コストかつ効率的にグローバルな権利取得と保護を可能とする国際知財システムを構築する。

## 5. 「知的財産推進計画2010」における標準化政策

「知的財産推進計画2010」における標準化に関する施策について述べる。本計画における3つの戦略の1つとして、「国際標準化特定戦略分野における国際標準の獲得を通じた競争力強化」が挙げられているが、その中で重点施策としては下記の内容が掲げられている。

### 5.1 重点施策

①今後、世界的な成長が期待され、我が国が優れた技術を有する産業分野を「国際標準化特定戦略分野」として選択と集中を行い、まず注力すべき7分野について、国際競争力強化につながる国際標準の獲得や知財活用を行うための知的財産マネジメントを推進する。

<国際標準化特定戦略分野>

(1)先端医療（iPS細胞、ゲノム、先端医療機器）

(2)水、(3)次世代自動車、(4)鉄道、(5)エネルギーマネジメント（スマートグリッド、創エネ・省エネ技術、蓄電池）、(6)コンテンツメディア（クラウド、3D、デジタルサイネージ、次世代ブラウザ）(7)ロボット

②国際標準化特定戦略分野における標準化ロードマップを含む競争力強化戦略をオール・ジャパンで2010年度中に策定し、逐次速やかに実行する。また、米国・EUのみならず、アジア諸国と連携し、国際標準獲得に寄与する戦略的なパートナーシップのもとで共同研

究開発プログラムを2010年度中に策定する。

③これまでのデジュール標準に限定した支援のみならず、我が国産業の競争力強化に資するフォーラム標準も含めた国際標準化活動を総合的に支援する。

④国際標準化特定戦略分野を中心に、国際競争力を持ち得る事業の経営層を対象に、国際標準戦略を含む知的財産マネジメントへの意識改革と取組みを全社的に強化するための啓発を行う。また、有力な事業を対象に個別案件ベースでの相談・支援を積極的に展開する。

## 5.2 成果イメージ及び目標指標

上記4つの重点施策を実施した後の成果イメージ(2020年)としては、「研究開発・事業化戦略と連携した戦略的な国際標準化の推進や知的財産権の獲得・活用を通じて、国際標準化特定戦略分野において世界市場を獲得する」と記載されている。

また、目標指標(2020年)としては、①国際標準化特定戦略分野において、標準化ロードマップを含む知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を策定・実行する。②国際標準化機関で議長や主査になり得る実力を有した国際標準化活動の専門家を手を育成する。(800人)③国際標準化機関における幹事国引受け件数を増加させる。(150件)④環境保護や「安全・安心」実現に評価方法や規格・基準が重要となる分野において、国際標準を獲得する。(新たに5分野)と、示されている。

## 5.3 具体的な取組み

さらに具体的な取組見の概要及び担当府省については、下記(1)～(4)の施策が記載されている。(「知的財産推進計画2010」p.8-9より引用)

(1) 国際標準化特定戦略分野における標準化ロードマップを含む知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を策定・実行する。

※ 以下「短期」は1～2年、「中期」は3～4年で実施する事項。

具体的取組	概要	担当府省
1 国際標準化特定戦略分野における標準化ロードマップの策定(短期・中期)	国際標準化特定戦略分野における標準化ロードマップを含む知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を官民一体となって策定し、インフラ整備や支援策を策定に実行する。	内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省
2 知財の創出・保護と標準化の一体的推進(中期)	問題解決型、実証実験型の研究開発において標準化を一体的に推進する。その際、差異化領域における知的財産の創出・保護とその他の領域における標準化を一体的に推進する。	経済産業省 総務省 国土交通省

(2) 競争力強化戦略の策定・実行のための基盤を整備する。

具体的取組	概要	担当府省
3 アジア地域を中心とした共同研究開発プログラムの構築(短期・中期)	アジア地域における新規事業創出や国際標準の提案・獲得を行う仲間作りのため、標準化や事業化を見据えた米欧・EUのみならずアジア諸国とのパートナーシップに基づく共同研究開発プログラムを2010年度中に計画し、速やかに構築する。	経済産業省 総務省 国土交通省
4 アジア地域の標準化の組織的な取組(中期)	アジア地域における標準化とその的確な認証に向けて組織的に取組む。	経済産業省 総務省 国土交通省
5 フォーラム標準を含む総合的な支援(短期)	これまでのデジュール標準に限定した支援のみならず、我が国産業の競争力強化に資するフォーラム標準も含めた国際標準化活動を総合的に支援する。	経済産業省 総務省 国土交通省
6 国際標準化活動の専門家の育成(中期)	技術知識だけでなく、知財知識、事業知識や現場での交渉スキルを身につけた国際標準化活動の専門家を育成する。	経済産業省 総務省 国土交通省

7	標準化に関する検定制度の創設(中期)	標準化に関する知識の普及や、国際標準化活動の専門家のスキル「見える化」を目指し、標準マネジメントに関する検定・認定制度の創設に向け検討し、結論を得る。	経済産業省
8	産業界の意識改革の促進(短期)	経営に資する標準化活動に係る産業界の理解や意識改革を促す。	経済産業省 総務省 国土交通省

(3) 知的財産マネジメントへの意識改革と取組みを強化する。

具体的取組	概要	担当府省
9 知的財産マネジメントの実践(中期)	国際標準化特定戦略分野を中心に、国際競争力を持ち得る事業の経営層を対象に、国際標準化戦略を含む知的財産マネジメントへの意識改革と取組みを全社的に強化するための啓発を行う。また、有力な事業を対象に個別案件ベースでの相談・支援を積極的に展開する。	経済産業省

(4) 「安全・安心」を普及する。

具体的取組	概要	担当府省
10 公正な評価方法の研究・国際標準化の支援(短期)	公正な評価方法や適切な規格・基準を見極めるための研究及びその国際標準化、並びにその国際標準の的確な認証を支援する。	経済産業省 総務省 国土交通省
11 規制・規格の海外発信への支援(短期)	日本の規制・規格の翻訳・海外発信を支援する。	経済産業省 総務省 国土交通省 環境省

## 5.4 その他

3つの柱のうち、②コンテンツ強化を核とした成長戦略の中でも、世界をリードするコンテンツのデジタル化、ネットワークを促進する、というプランの中で、「重要なコンテンツのプラットフォームの国際標準を獲得する」、「書籍の電子配信の促進における民間の標準規格の策定を支援」、「3D映像やIPTV等の重要なプラットフォームに関し標準化ロードマップを含む戦略を官民一体となって策定・実行し、実証実験や国際標準化を支援」といった施策にも言及している。

## 6. 終わりに

「知的財産推進計画2010」においては、国際標準化特定戦略分野における国際標準の獲得を通じた競争力強化が3つの柱の1つとして掲げられ、国際標準化獲得と知財の活用を行うための戦略的な知財マネジメントの重要性に対応した施策が大きな割合を占めた。

## 文 献

- [1] 知的財産戦略本部「知的財産推進計画2010」2010年5月21日 <http://www.ipr.go.jp/suishin.html>
- [2] 「知的財産戦略会議」  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/index.html>
- [3] 知的財産戦略本部  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/index.html>
- [4] 知的財産戦略本部「知的財産の創出、保護及び活用に関する推進計画」2003年7月8日  
<http://www.ipr.go.jp/suishin.html>
- [5] 知的財産戦略本部「国際標準総合戦略」2006年12月6日  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/061206.pdf>
- [6] 「新成長戦略～「元気のある日本」復活のシナリオ」  
2010年6月18日閣議決定  
[http://www.meti.go.jp/topic/data/growth\\_strategy/index.html](http://www.meti.go.jp/topic/data/growth_strategy/index.html)